

No	2-2-1	分類1	法令・規格	分類2	その他法令
質 問	CEを設置している事業者は、労働安全衛生法の「圧力容器設置届」を提出する必要がありますか。				
回 答	届出は不要です。高圧ガス保安法が適用される機器については、労働安全衛生法の該当項目は適用除外となります。(安衛法ボイラー則125条2項他) 但し、同法に定める第一種圧力容器取扱者の選任及び標識の設置義務はあります。 No2-2-2参照				
補 足					